

## 1-6 特許権の侵害とは？

ある発明について特許権が成立すると、原則として特許権者のみがその発明を実施することができ、それ以外の者は実施することができません。もし特許権者以外の者がその発明を実施すれば特許権を侵害していることとなり、特許権者から差止や損害賠償を請求されてしまいます。それでは特許権を侵害しているか否かはどのように判断するのでしょうか？

### ● 侵害か否かの判断はかなり難しい

特許権を侵害しているか否かの判断はどのように行うのでしょうか？ この判断はとても難しいです。

「発明を構成要件に分けていって、すべての構成要件について実施していたら侵害になるんだよ」とおっしゃられる方は、かなり特許を知っている方です。

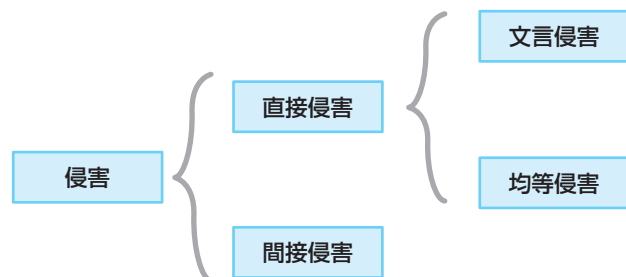
しかしながら、これは間違いではありませんが、特許権の侵害の態様の1つを挙げているに過ぎないのです。特許権の侵害には次に説明する3つの態様があります。

### ● 侵害の3態様

特許権の侵害は**直接侵害**と**間接侵害**の2つに分類されます。また、直接侵害は、さらに**文言侵害**と**均等侵害**の2つに分類されます。

よって、特許侵害は、文言侵害、間接侵害、均等侵害の3つの種類に分類されます。

#### 侵害の分類 (3態様) (1-6)



#### ① 文言侵害

特許請求の範囲（請求項）に記載の発明を構成要件に分けていって、すべての構成要件について実施していたら**文言侵害**となります。

たとえば、次のような発明（請求項1）について特許権が成立しているとします。

##### 【請求項1】

成分 $\alpha$ を10～20質量%含む鋼板の表面に銅製の被膜が付いている被膜付き鋼板。

これを構成要件に分けていくと、次のように構成要件1～3に分けられます（なお、分け方に決まりはありません）。

##### 【請求項1】

構成要件1	成分 $\alpha$ を10～20質量%含む鋼板の表面に
構成要件2	銅製の被膜が付いている
構成要件3	被膜付き鋼板。

そして、特許権者でないA氏が実施（製造販売等）していたものが、次の鋼板Aであったとします。

##### 【鋼板A】

成分 $\alpha$ を15質量%含む鋼板の表面に銅製の被膜が付いている被膜付き鋼板。

この【鋼板A】の製造販売等が、【請求項1】の構成要件1～3のすべてを実施しているかを検討します。

##### 【鋼板A】

成分 $\alpha$ を15質量%含む鋼板の表面に	……………構成要件1に該当する。
銅製の被膜が付いている	……………構成要件2に該当する。
被膜付き鋼板。	……………構成要件3に該当する。